

平成 19 年 1 月 25 日 制定  
令和 4 年 10 月 1 日 改定  
令和 5 年 2 月 1 日 改定  
令和 6 年 2 月 1 日 改定  
令和 6 年 4 月 1 日 改定

(株) C I 東海  
確認検査業務手数料規程

## （趣旨）

第1条 この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第41条の規定に基づき、株式会社C I 東海（以下「C I 東海」という。）が確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務の実施に係る手数料について必要な事項を定める。

## （建築物の確認申請手数料）

第2条 業務規程第17条第1項に規定する建築物の確認申請の手数料は、建築物の審査を行う対象床面積の合計（この条及び第4条において「審査対象床面積」という。）により、別表第1に掲げる基本手数料とする。

2 建築物を新築する場合にあっては、次の各号によるものとする。

- (1) 一の建築物ごとの審査対象床面積による基本手数料とする。
- (2) 一の建築物（構造計算書を有し構造審査を要するもの）であっても二以上の建築物の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、建築物全体を一の建築物とした審査対象床面積による基本手数料、及び二以上の建築物の部分からは、一の建築物の部分ごとに基本手数料の30パーセントを加算した合計手数料とする。
- (3) 二以上の建築物の場合にあって、一の建築物が30㎡以内のときは、他の建築物と加算した床面積の合計を審査対象床面積と見なしたときの基本手数料とすることができる。
- (4) 二以上の建築物の場合にあって、同一構造、用途及び規模であるときは、一の建築物は当該建築物の審査対象床面積による基本手数料、及び他棟は当該建築物の審査対象床面積による基本手数料の1ランク下位の基本手数料を加算した合計手数料とする。

なお、審査対象床面積が最下位のときは、当該基本手数料から特例対象建築物は5,000円、それ以外の建築物は10,000円をそれぞれ減額する。

3 既存建築物に同一棟として、既存建築物の部分とエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接して増築を行う場合にあっては、次の各号によるものとする。なお、構造計算によって建築物全体の安全性を確認する場合は、見積りによる。

- (1) 増築を行う建築物の部分の審査対象床面積による基本手数料、及び既存建築物の部分（増築後の建築物が（建築基準法（昭和25年法律第201号）以下「法」という。）第6条第1項第4号の建築物（既存不適格建築物を除く。）を除く。）の審査対象床面積の2分の1の面積（増築を行う建築物の部分の審査対象面積を限度とする。）を審査対象床面積と見なしたときの基本手数料を加算した合計手数料とする。
- (2) 増築を行う建築物の部分にあって、二以上の建築物の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該増築を行う建築物の部分の床面積の合計を審査対象床面積として前項第2号に準じた基本手数料の合計手数料、及び既存建築物の部分は前号による基本手数料を加算した合計手数料とする。

4 建築物の計画において、次の各号による設計方法に特性を有する場合にあっては、それぞれ各号による手数料とし、第2項及び前項の基本手数料に加算する。ただし、次の第1

号及び第5号の規定を重複適用する場合にあっては、第5号を適用しない。

- (1) 天空率によるときは、当該建築物の基本手数料の20パーセント、又は10,000円未満のときは10,000円とする。
  - (2) 特定天井を有するときは、当該建築物の基本手数料の20パーセント、又は10,000円未満のときは10,000円とする。
  - (3) 法第6条の3ただし書きによる許容応力度計算（ルート2）によるときは、当該建築物の基本手数料の30パーセント、又は20,000円未満のときは20,000円とする。
  - (4) 建築物が構造計算適合性判定を要する場合にあって、建築主から適合判定通知書又はその写しが提出されたときは、一の構造計算適合性判定建築物ごとに10,000円とする。
  - (5) 日影審査を要するときは、当該建築物の基本手数料の10パーセントとする。ただし、棟別で増築を行う場合にあって、増築する建築物の等時間日影線が敷地内に収まる場合を除くものとする。
  - (6) 避難安全検証法及び耐火・防火区画性能検証法によるときは、当該建築物の基本手数料の30パーセントとする。
  - (7) 限界耐力計算法によるときは、構造計算書ごとに200,000円とする。
- 5 建築物の移転及び大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行う場合にあっては、当該移転及び大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行う部分の審査対象床面積による基本手数料とする。
- 6 建築物の用途変更を行う場合にあっては、次の各号によるものとする。
- (1) 建築物全体の用途変更を行う場合にあっては、当該建築物の審査対象床面積による基本手数料とする。
  - (2) 建築物の一部の用途変更を行う場合にあっては、用途変更を行う部分の審査対象床面積による基本手数料とする。

#### （工作物又は建築設備の確認申請手数料）

第3条 業務規程第17条第1項に規定する工作物又は建築設備の確認申請の手数は、次によるものとし、工作物又は建築設備の審査を行う区分により、1基当たり別表第2に掲げる基本手数料とする。

- (1) 同一築造場所又は設置場所内に2申請以上の場合であって、同一構造、用途及び規模であるときは、1申請は当該工作物又は建築設備による基本手数料とし、他の申請は当該工作物又は建築設備の基本手数料の2分の1とする。

#### （建築物・工作物又は建築設備の計画変更確認申請手数料）

第4条 業務規程第25条に規定する建築物の計画変更確認申請の手数は、次の建築物の審査を行う審査対象床面積により、別表第1に掲げる基本手数料とする。

- (1) 建築物の計画の変更を行う部分の審査対象床面積による基本手数料とする。
- (2) 既申請建築物と棟別で増築を行う建築物にあっては、増築を行う建築物の審査対象床面積による基本手数料とする。

- (3) 前各号に該当しない場合にあつては、10,000円とする。
- 2 第2条第4項の建築物の計画において、設計方法の特性に変更がある場合にあつては、当該各号による手数料を準用するものとし、前項の基本手数料に加算する。
- 3 業務規程第25条に規定する工作物又は建築設備の計画変更確認申請の手数は、工作物又は建築設備の審査を行う区分により、1基当たり別表第2に掲げる基本手数料の2分の1とする。
- 4 確認済証がCⅠ東海以外の機関から交付されている建築物又は工作物若しくは建築設備の計画変更確認申請の手数は、次の各号によるものとする。
  - (1) 建築物の計画の変更は、第2条の建築物の確認申請手数料の関係規定を準用する。
  - (2) 工作物又は建築設備の計画の変更は、前条の工作物又は建築設備の確認申請手数料の関係規定を準用する。

#### (建築物の中間検査申請手数料)

- 第5条 業務規程第29条第1項に規定する建築物の中間検査申請の手数は、建築物の中間検査を行う対象床面積の合計（この条において「検査対象床面積」という。）により、別表第3に掲げる基本手数料とする。
- 2 次の各号の構造の種類ごとの検査対象床面積による基本手数料とする。
    - (1) 木造は、一の建築物の検査対象床面積とする。
    - (2) 鉄骨造は、最初の建て方の柱が受ける梁又は桁までの階の部分の床面積の合計を検査対象床面積とする。
    - (3) 鉄筋コンクリート造は、検査を受ける階（スラブ配筋）及び直下の階を含めた部分の床面積の合計を検査対象床面積とする。
    - (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造は、第2号と同じ。
  - 3 当該建築物の確認済証がCⅠ東海以外の機関から交付されている場合の手数は、前項に掲げる手数料及び第2条に掲げる建築物の確認申請手数料を加算した合計額とする。
  - 4 建築物の中間検査の検査対象地域による手数料は、次によるものとし、1申請当たり検査対象地域別に別表第6に掲げる手数料とし、前2項の手数料に加算する。
    - (1) 同一申請者で近傍地（概ね5Kmの範囲）を含み2申請以上の場合にあつて、同一日に検査ができるときは、1申請は当該申請のうち遠隔地の手数料とし、他の申請は手数料を要しないものとする。

#### (建築物の完了検査申請手数料)

- 第6条 業務規程第35条第1項に規定する建築物の完了検査申請の手数は、建築物の完了検査を行う対象床面積の合計（この条において「検査対象床面積」という。）により、別表第3に掲げる基本手数料とする。
- 2 建築物を新築する場合にあつては、次の各号によるものとする。
    - (1) 一の建築物ごとの検査対象床面積による基本手数料とする。
    - (2) 二以上の建築物の場合にあつて、一の建築物が30㎡以内のときは、他の建築物と加

- 算した床面積の合計を検査対象床面積と見なしたときの基本手数料とすることができる。
- (3) 二以上の建築物の場合にあって、同一構造、用途及び規模であるときは、一の建築物は当該建築物の検査対象床面積による基本手数料、及び他棟は当該建築物の検査対象床面積による基本手数料の1ランク下位の基本手数料を加算した合計手数料とする。
- なお、検査対象床面積が最下位のときは、当該基本手数料から特例対象建築物及びそれ以外の建築物とも5,000円をそれぞれ減額する。
- (4) 第7条の2第1項の仮使用認定申請の建築物の場合にあって、当該建築物の検査対象床面積から仮使用認定の審査対象床面積の80パーセントを控除した床面積の合計を検査対象床面積と見なしたときの基本手数料とする。
- 3 既存建築物に同一棟として増築を行う場合にあっては、次の各号によるものとする。
- (1) 増築を行う建築物の部分の検査対象床面積による基本手数料、及び既存建築物の部分（増築後の建築物が法第6条第1項第4号の建築物（既存不適格建築物を除く。）を除く。）の検査対象床面積の2分の1の面積（増築を行う建築物の部分の検査対象面積を限度とする。）を検査対象床面積と見なしたときの基本手数料を加算した合計手数料とする。
- (2) 増築を行う建築物の部分にあって、二以上の建築物の部分がエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該増築を行う建築物の部分の床面積の合計を検査対象床面積とした基本手数料、及び既存建築物の部分は前号による基本手数料を加算した合計手数料とする。
- 4 建築物が建築物エネルギー消費性能適合性判定を要する場合にあって、建築主から当該適合判定通知書又はその写しが提出されたときは、次の各号によるものとする。ただし、判定対象となる建築物全体が計算対象外となる場合は除く。
- (1) 直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定をCⅠ東海から受けているときは、第2項に掲げる基本手数料、及び当該建築物の基本手数料の20パーセントを加算した合計手数料とする。
- (2) 直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定をCⅠ東海から受けていないときは、第2項に掲げる基本手数料、及び当該建築物の基本手数料の40パーセントを加算した合計手数料とする。
- 5 建築物の移転及び大規模の修繕若しくは大規模の模様替えを行う場合にあっては、当該移転及び大規模の修繕若しくは大規模な模様替えを行う部分の検査対象床面積による基本手数料とする。
- 6 当該建築物の確認済証がCⅠ東海以外の機関から交付されている場合の手数は、前各項に掲げる手数料及び第2条に掲げる建築物の確認申請手数料を加算した合計額とする。ただし、中間検査申請又は仮使用認定申請において加算した場合は、加算を要しない。
- 7 建築物の完了検査の検査対象地域による手数料は、次によるものとし、1申請当たり検査対象地域別に別表第6に掲げる手数料とし、第2項から前項までの手数料に加算する。
- (1) 同一申請者で近傍地（概ね5Kmの範囲）を含み2申請以上の場合にあって、同一日に検査ができるときは、1申請は当該申請のうち遠隔地の手数料とし、他の申請は手数料を要しないものとする。

#### （工作物又は建築設備の完了検査申請手数料）

第7条 業務規程第35条第1項に規定する工作物又は建築設備の完了検査申請の手数料は、次によるものとし、工作物又は建築設備の完了検査を行う区分により、1基当たり別表第4に掲げる基本手数料とする。

- (1) 同一築造場所又は設置場所内に2申請以上の場合にあって、同一構造、用途及び規模であるときは、1申請は当該工作物又は建築設備による基本手数料、とし、他の申請は当該工作物又は建築設備の基本手数料の2分の1とする。
- 2 当該工作物又は建築設備の確認済証がC I 東海以外の機関から交付されている場合の手数料は、前項に掲げる手数料及び第3条に掲げる工作物又は建築設備の確認申請手数料を加算した合計額とする。
- 3 工作物又は建築設備の完了検査の検査対象地域による手数料は、次の各号によるものとし、1申請当たり検査対象地域別に別表第6に掲げる手数料とし、前2項の手数料に加算する。
  - (1) 同一築造場所又は設置場所内に2申請以上の場合にあって、同一日に検査ができるときは、1申請は当該検査対象地域による手数料とし、他の申請は手数料を要しないものとする。
  - (2) 同一申請者で近傍地（概ね5Kmの範囲）を含み2申請以上の場合にあって、同一日に検査ができるときは、1申請は当該申請のうち遠隔地の手数料とし、他の申請は手数料を要しないものとする。
  - (3) 建築物の建築場所内に工作物又は建築設備の完了検査の申請があり、建築物の完了検査と同一日に検査ができるときは、工作物又は建築設備の申請は手数料を要しないものとする。

#### （仮使用認定申請手数料）

第8条 業務規程第40条の2に規定する仮使用認定申請の手数料は、建築物の仮使用認定を行う対象床面積の合計（この条において「審査対象床面積」という。）により、別表第5に掲げる基本手数料とする。なお、仮使用認定に係る工作物（昇降機等並びに製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等をいう。）及び建築設備は、事前に申請内容を聴取し、見積りによる。

- 2 当該建築物の確認済証がC I 東海以外の機関から交付されている場合の手数料は、前項に掲げる手数料及び第2条に掲げる建築物の確認申請手数料を加算した合計額とする。ただし、中間検査申請において加算した場合は加算を要しない。
- 3 仮使用認定の検査対象地域による手数料は、検査対象地域別に1申請当たり別表第6に掲げる手数料とし、前2項の手数料に加算する。

#### （再検査手数料）

第9条 第5条から前条までに規定する中間検査、完了検査又は仮使用認定の検査の結果、再検査が必要とされた場合の手数料は、10,000円とする。なお、検査対象地域別に1申請当たり別表第6に掲げる手数料を加算する。

### （追加説明書の手数料）

第10条 第6条及び第7条に規定する完了検査の結果、確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号）第3第4項第3号による追加説明書が提出され、当該追加説明書の審査及び検査を要する場合の手数料は、第4条の計画変更確認申請手数料並びに第6条及び第7条の完了検査申請手数料の関係規定を準用する。

### （電子申請に係る紙面印刷手数料）

第11条 電子申請が行われた場合において、業務規程第20条第1項に規定する消防長等の同意を求める場合、業務規程第20条第2項に規定する消防長等に対して通知を行う場合又は業務規程第40条の5に規定する消防長等に照会する場合（消防長等が図書を求める場合に限る。）にあっては、建築主から提出された各消防長等の指定する図書について、C I 東海が電磁的記録を紙面に印刷する手数料は、次に掲げる額とする。

ページ数の合計	2通以下	3通
～ 20 未満	0円	0円
20～ 50 未満	2,000円	3,000円
50～100 未満	4,000円	5,000円
100～300 未満	6,000円	7,000円
300～500 未満	7,000円	8,000円
500 以上	8,000円	10,000円

※用紙はA4又はA3サイズ白黒とする。

### （証明書の手数料）

第12条 業務規程第50条に規定する確認済証等を交付した旨の証明書を発行する場合の手数料は、1通につき4,000円（税込価格）とする。

### （手数料の減額）

第13条 この手数料規程に定める手数料について、次に掲げる場合にあっては、減額することができる。

(1) C I 東海と確認申請手数料の一括支払いに関する協定を締結し、次のイからハまでについて、確認及び検査とも減額率の範囲で減額することができる。

減額の条件	減額率
イ 住宅（兼用住宅、長屋及び共同住宅を含む。）であって、床面積の合計が500㎡以内のもので、業務の省力化が図れると認められるもの	確認 25% 検査 10%
ロ 前イの住宅であって、年間概ね200件以上の確認申請が見込まれ、業務の省力化が図れると認められるもの	確認 30% 検査 17%
ハ 前イの住宅であって、年間概ね400件以上の確認申請が見込まれ、業務の省力化が図れると認められるもの	確認 35% 検査 25%

(2) この手数料規程の算定により難いと認められるとき

**（手数料の見積り）**

第14条 手数料について、次に掲げる場合にあっては、見積りによって決定する。

- (1) 第5条から第9条までの中間検査、完了検査、仮使用認定又は再検査の手数料について、宿泊を要する等の特別なとき
- (2) 一団地開発において、継続して多数の検査の申請が見込まれ、業務が効率的に実施できると認められるとき
- (3) この手数料規程に定められていない事項に係る手数料のとき



## 附則

- 1 この規程は、平成19年1月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年6月20日から施行する。(適合判定機関設置)
- 3 この規程は、平成19年10月1日から施行する。(EV型式認証値引)
- 4 この規程は、平成20年6月1日から施行する。(特定行政庁料金改正)
- 5 この規程は、平成21年4月1日から施行する。(計画変更等一部改正)
- 6 この規程は、平成21年7月21日から施行する。(完了検査申請手数料一部引)
- 7 この規程は、平成21年10月1日から施行する。(記載事項変更手数料廃止)
- 8 この規程は、平成22年8月16日から施行する。(割増手数料等の改正)
- 9 この規程は、平成23年7月1日から施行する。(既存建築物の審査手数料の改正)
- 10 この規程は、平成23年12月19日から施行する。(業務範囲の拡大による改正)
- 11 この規程は、平成24年10月1日から施行する。(区域別割増手数料の見直しによる改正)
- 12 この規程は、平成27年6月1日から施行する。(床面積の合計に上限の定めによる改正)  
なお、仮使用認定の業務に係る規定は、別に定める日から施行する。
- 13 この規程は、平成27年9月1日から施行する。(E X P . J を介する新築建築物及び計画変更の算定方法の改正)
- 14 この規程は、平成28年8月1日から施行する。(三重県の確認検査の業務区域の改正)
- 15 この規程は、平成29年4月1日から施行する。(建築物エネルギー消費性能適合性判定の追加)
- 16 この規程は、平成29年6月1日から施行する。(追加説明書の手数料の追加)
- 17 この規程は、平成30年4月1日から施行する。(特例審査・検査以外の手数料の設定その他全般的な見直し)
- 18 この規程は、令和1年10月1日から施行する。(消費税改正に伴う証明書の手数料見直し)
- 19 この規程は、令和2年1月1日から施行する。(手数料の減額及び見積りの見直し)
- 20 この規程は、令和2年7月1日から施行する。(擁壁の手数料の見直し)
- 21 この規程は、令和3年1月1日から施行する。(再検査の手数料の見直し)
- 22 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(20,000㎡超え建築物手数料追記)
- 23 この規程は、令和3年7月12日から施行する。(紙面印刷手数料追記)
- 24 この規程は、令和3年10月1日から施行する。(200件以上の確認申請手数料追記)
- 25 令和3年10月1日改正の規程は、廃止する。  
この規程は、令和4年10月1日から施行する。(全般的な見直し)
- 26 この規程は、令和5年2月1日から施行する。(確認手数料区分に共同住宅等の追加、加算手数料の見直し)
- 27 この規程は、令和6年2月1日から施行する。(副本印刷サービスの廃止)
- 28 この規程は、令和6年4月1日から施行する。(中間・完了検査手数料の見直し及び他機関確認の場合の検査手数料の新設)

別表第1 建築物の建築（計画変更）確認申請手数料（第2条・第4条関係）

特例対象建築物は、法第6条の4による確認の特例を受ける建築物とする。

基本手数料

（単位：円）

審査対象床面積	特例対象建築物	左記以外の建築物	
		共同住宅等	共同住宅等以外
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	20,000	45,000	45,000
100 m <sup>2</sup> を越え、 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	25,000	55,000	55,000
200 m <sup>2</sup> を越え、 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	35,000	80,000	80,000
500 m <sup>2</sup> を越え、 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	60,000	140,000	150,000
1,000 m <sup>2</sup> を越え、 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	80,000	220,000	240,000
2,000 m <sup>2</sup> を越え、 3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		290,000	320,000
3,000 m <sup>2</sup> を越え、 4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		350,000	390,000
4,000 m <sup>2</sup> を越え、 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		410,000	450,000
5,000 m <sup>2</sup> を越え、 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		490,000	560,000
10,000 m <sup>2</sup> を越え、 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの		600,000	660,000

別表第2 工作物又は建築設備の確認（計画変更）申請手数料（第3条・第4条関係）

基本手数料 1基当たり

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	高さ	確認
	工作物（広告塔等） （令第138条第1項第1～4号）	
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	4m以内	20,000
	5m以内	30,000
工作物（遊戯施設等） （令第138条第2項及び第3項）		300,000
建築設備（昇降機等） （令第146条第1項第1号）		40,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）） （令第146条第1項第1号）		20,000
建築設備（小型昇降機） （令第146条第1項第2号）		20,000

※工作物（擁壁）は、練積造又はコンクリート造別とする。

**別表第3 建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第5条・第6条関係）**

特例対象建築物は、法第7条の5による検査の特例を受ける建築物とする。

基本手数料

（単位：円）

検査対象 床面積	中間検査		完了検査	
	特例対象建築物	左記以外の建築物	特例対象建築物	左記以外の建築物
100㎡以内のもの	20,000	35,000	20,000	40,000
100㎡を超え、 200㎡以内のもの	25,000	40,000	25,000	50,000
200㎡を超え、 500㎡以内のもの	40,000	60,000	40,000	70,000
500㎡を超え、 1,000㎡以内のもの	70,000	100,000	70,000	120,000
1,000㎡を超え、 2,000㎡以内のもの	100,000	160,000	100,000	180,000
2,000㎡を超え、 3,000㎡以内のもの		220,000		240,000
3,000㎡を超え、 4,000㎡以内のもの		270,000		290,000
4,000㎡を超え、 5,000㎡以内のもの		320,000		350,000
5,000㎡を超え、 10,000㎡以内のもの		400,000		430,000
10,000㎡を超え、 20,000㎡以内のもの		480,000		530,000

別表第4 工作物又は建築設備の完了検査申請手数料（第7条関係）

基本手数料 1 基当たり

（単位：円）

工作物又は建築設備の区分	高さ	完了検査
工作物（広告塔等） （令第138条第1項第1～4号）		20,000
工作物（擁壁） （令第138条第1項第5号）	4m以内	20,000
	5m以内	30,000
工作物（遊戯施設等） （令第138条第2項及び第3項）		300,000
建築設備（昇降機等） （令第146条第1項第1号）		40,000
建築設備（昇降機等（型式適合認定）） （令第146条第1項第1号）		20,000
建築設備（小型昇降機） （令第146条第1項第2号）		20,000

※工作物（擁壁）は、練積造又はコンクリート造別とする。

別表第5 仮使用認定申請手数料（第8条関係）

基本手数料

（単位：円）

審査対象床面積	仮使用認定
100 m <sup>2</sup> 以内のもの	55,000
100 m <sup>2</sup> を越え、 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	70,000
200 m <sup>2</sup> を越え、 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	100,000
500 m <sup>2</sup> を越え、 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	160,000
1,000 m <sup>2</sup> を越え、 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	240,000
2,000 m <sup>2</sup> を越え、 3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	310,000
3,000 m <sup>2</sup> を越え、 4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	370,000
4,000 m <sup>2</sup> を越え、 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	450,000
5,000 m <sup>2</sup> を越え、 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	560,000
10,000 m <sup>2</sup> を越え、 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	690,000

別表第6 検査対象地域による手数料（第5条から第8条関係）

（単位：円）

手数料	愛知県	三重県	岐阜県	静岡県
0	全域	桑名市・四日市市・鈴鹿市 いなべ市・津市・亀山市 朝日町・木曽岬町・川越町 東員町・菰野町	岐阜市・羽島市・各務原市 可児市・多治見市・海津市 岐南町・笠松町・坂祝町	
10,000		松阪市・伊賀市・名張市・伊勢市・明和町・多気町・玉城町	土岐市・瑞穂市・関市・美濃加茂市・安八町・輪之内町 北方町・富加町・御嵩町	浜松市・湖西市
20,000		鳥羽市	大垣市・瑞浪市・神戸町 養老町・川辺町	磐田市・袋井市・掛川市・菊川市・牧之原市・御前崎市・森町・吉田町
30,000		志摩市・大台町・度会町 大紀町・南伊勢町	本巣市・山県市・美濃市 恵那市・中津川市・垂井町 関ヶ原町・揖斐川町・池田町 大野町・八百津町	静岡市・島田市・藤枝市・焼津市
50,000		尾鷲市・熊野市・紀北町 御浜町・紀宝町	高山市・飛騨市・下呂市 郡上市	その他市町村 （都市計画区域内）